一般社団法人社団法人所沢市薬剤師会　会員規定

第１条　本会会員は、社団法人所沢市薬剤師会定款（以下「定款」という。）第６条の規定による社団法人所沢市薬剤師会会員として、その名誉と誇りを堅持するとともに、その職務を通じて、社会的尊敬を得るように努めなければならない。

第２条　本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、入会金並びに協力金を添えて、本会会長に提出しなければならない。

２　前項の協力金はＢ会員ならびに賛助会員は納入することを要しない

第３条　本会会長は、前条の規定により入会申込書を受理したときは、定款第６条の規定により、理事会の承認を得て、会員名簿に登録するものとする。

第４条　本会に入会した者は、社団法人埼玉県薬剤師会並びにその付属する諸団体に入会し、所定の手続きをするものとする。また原則として、所沢市薬剤師連盟にも入会し所定の手続きをするものとする。

第５条　本会の会員は、その氏名、住所及び業務場所を変更したときは、遅滞なく本会会長に届け出なければならない。

第６条　本会会員が、本会を退会しようとするときは、所定の退会届に必要事項を記入し本会会長に届け出なければならない

２　次の各号に該当する者は、前号の退会手続きによらず、理事会の決議により退会とみなすことができる。

（１）本規定第５条の届出がなく、かつ、連絡先不明の者

（２）会員の死亡、若しくは法人等の解散

第７条　この規定は、理事会において改廃することができる

一般社団法人所沢市薬剤師会　組織規定

第１条　社団法人所沢市薬剤師会の各種業務を遂行するために、本会に、次の部会を置くものとする。

２　各部会は次の通りとする

（１）総務部会

（２）渉外部会

（３）保険医療部会

（４）学校薬剤師・幼稚園薬剤師部会

（５）学術部会

（６）広報・ＩＴ部会

（７）福利厚生部会

（８）薬剤師連盟部会

第２条　部会は各事業の計画、実施、諮問及び評価等を行うものとし、また、必要に応じて

特別部会を置くことができるものとする。

２　各委員会にはそれぞれ担当理事を置くものとし、担当理事は理事の中から会長が指名し、理事会の承認を得て会長が委嘱する

３　各部会には定款第２１条に定める役員のほか、部会員を置くことができる。

第３条　この規定は、理事会において改廃することができる

一般社団法人所沢市薬剤師会　監査規定

第１条　本会監事は、本会業務の適正な運営を図るため、毎年会計年度終了後監査を実施するものとする。ただし、必要があるときは、その都度監査を行うことができるとともに、必要な調査を会長に求めることができる。

第２条　監査は次の項目について実施するものとする

（１）管理業務及び事務全般について

（２）事業執行について

（３）会費収納について

（４）金銭出納に関する経費について

（５）現金、預貯金、及び積立金等の保管管理について

（６）決算について

（７）保有財産の保管管理及び処分について

第３条　監査は、監査を実施したときは、監査に対する意見を付し、総会に報告しなければならない

第４条　この規定は、理事会において改廃することができる

一般社団法人所沢市薬剤師会　慶弔規定

第１条　この規定は、社団法人所沢市薬剤師会（以下「本会」という。）の会員及び事務局職員の慶弔に関し、必要な事項を定めるものとする。

第２条　正会員の慶弔に関しては次の基準により慶弔金を送る

（１）会員の死亡　２０，０００円＋花輪または生花

（２）会員の配偶者の死亡　１０，０００円＋花輪または生花

（３）会員の両親及び子の死亡（同居人）１０，０００円

（４）会員の祖父母及び兄弟の死亡（同居人）５，０００円

（５）会員の結婚（役員が招待された場合）１０，０００円

第３条　事務局職員、賛助会員、名誉会員、元会員の慶弔に関しては前条に準じて会長、副会長、理事が協議しこれを決定する。

第４条　慶弔について、事前に情報が得られず事後対応となった場合についてはその時点

で会長の判断により、適宜対応するものとする。

第５条　その他必要と認めたときは会長が決定するものとする。

第６条　第２条第１項から第５項における金額等は理事会でこれを定める

第７条　この規定は、理事会において改廃することができる

一般社団法人所沢市薬剤師会　会費等賦課徴収規定

第１条　この規定は、定款第９条に規定する会費の徴収方法と、定款第８条に規定する入会金と協力金について規定する。

第２条　本会に入会しようとする者は、その入会の申込と同時に、別表１に定める入会金と協力金を納入しなければならない。この入会金と協力金は、その会員が退会あるいは除名の場合においても返金しないものとする。

２　協力金は会員となろうとする者あるいはその者が属する団体が新たに保険調剤を含む事業を展開しようとする場合に発生する。この場合の新たにとは既存の店舗を取得する場合など名義変更を含む。但し、親族間の事業継承による名義変更など特段の考慮すべき事由がある場合は理事会にて判断する。

第３条　本会の会費は別表２に定める金額とし、毎年１月１日に名簿に記載の会員は所定の納期までに全額を納入するものとする。

別表１

入会金

１　正会員　Ａ会員　　１０，０００円

　　Ｂ会員　　１０，０００円

２　賛助会員　　０円

事業協力金

１　正会員　Ａ会員　３００，０００円

　　Ｂ会員　　０円

２　賛助会員　　０円

別表２

年会費

１　正会員　Ａ会員　　１２，０００円

　　Ｂ会員　　６，０００円

２　賛助会員　　０円

３　事業年度の途中で入会した会員の入会年度の会費は、会員の種別ごとに次のとおりとする。

正会員　Ａ会員　　１，０００円×月倍数

　　Ｂ会員　　５００円×月倍数

賛助会員　　０円

第４条　この規定は、理事会において改廃することができる

一般社団法人所沢市薬剤師会　報酬及び費用弁償規定

第１条　本会の役員に報酬を支給し、費用を弁償することができる。

第２条　会長、副会長及び理事の報酬は月額とし、別表１の定額を支給する

２　役員の報酬は、職に就いた日の属する月から、死亡、又は職を離れた日の属する月まで支給する。その際、日割り計算はしない。

第３条　役員の費用弁償は、役員が公務のために旅行する場合の旅費、並びに調査あるいは事業の遂行のために要した費用とする。

第４条　費用弁償は次の各号の１に該当する場合に別表２に従い支給する

（１）会長が招集する理事会、部会等に役員として出席したとき

（２）会長が出席する総会に設営等開催側の役割をもって出席したとき

（３）その他本会の用務のために活動したとき

第５条　費用弁償を受けようとする者は、出金依頼書に必要事項を記入し提出する。提出された出金依頼書は会長並びに会計の確認を受けた上で速やかにその全額を支払うものとする

別表１

役員報酬（月額）

会　長	０円
副会長	０円
理　事	０円

別表２

（１）理事会・部会等に役員として出席したとき　　1 回 1,000 円

（２）総会に設営等開催側の役割をもって出席したとき 1 回 1,000 円

（３）本会の用務のために活動したとき　　4 時間未満　　3,000 円

4 時間～8 時間未満　6,000 円

8 時間以上　　10,000 円

本会の用務の為に活動する会員に対しては上記の費用弁償の規定を準用するものとする。

第６条　この規定は、理事会において改廃することができる